

自宅療養者への医療支援事業

一般社団法人 練馬区薬剤師会

(令和4年3月23日改訂)

文末に Q&A 作成

【本事業について】

本事業は練馬区役所からの委託事業であり、練馬区独自の事業である。

令和3年度からの継続事業であり、運用内容は継続である。

事業主旨： 自宅療養者がいち早く医療につながる体制づくり

保健所以外の健康観察の拠点を増やす

(自宅療養者を悪化させない体制づくり)

対象薬局： 練馬区薬剤師会所属の会員薬局

対象患者： 医師により陽性と診断され、処方箋に「公費 28」が使われ、「COV 自宅」記載がある患者

必須業務： 陽性患者に対する処方箋対応

処方薬の配送後、2日前後に患者への状態確認の連絡

(保健所が行う患者状態確認を一部担う)

実施期間： 令和4年4月1日から終期末定(感染状況次第) (前年度からの継続)

【概要と注意点】

1. 上記条件を満たし、必須業務を行った薬局は練馬区役所から所定の協力金が支払われる。
2. 月毎に練馬区薬剤師会へ所定の報告書提出を行うことで協力金の集計を行う。

【報告書について】

1. 月末までに規定された Excel 様式の報告書を作成しておく。(作成方法は報告書ファイルの「報告書入力方法」タブを参照)
規定された報告書は当会からのメールにて取得したものを、各自で月を更新して使用。もしくは、当会ホームページの会員ページから毎月ダウンロードして使用する。
2. 月末～翌月10日までに当会のメールアドレス (cov@neriyaku.or.jp) へ報告書を添付して送信する。
当会の会員用ホームページにも報告書掲載。なお、膨大な集計のため FAX 不可

3. 情報は「配達日」「配達時間」「患者生年月日」「患者氏名イニシャル」の入力が必要。
※ただし、区役所から当該処方箋・調剤録の写し等、根拠資料の提出要請があった場合はすみやかに提出できるよう薬局にて保管をお願い致します。
4. 翌月 10 日で締め切り、当会集計の後、練馬区役所へ申請。当会へ総額振り込まれ、**それを当会からご指定の口座へお振込み致します。**（振込時期はその月の末を予定）
 よって、提出期日は 10 日厳守でお願い致します。

【協力金額】

時間、曜日によって支払い額が異なりますので、報告書様式に沿って、ご提出ください。

時間帯	1 回あたり（税抜き）
平日日中（9 時～19 時）	5,000 円
平日夜間（19 時～9 時） 土日日中（9 時～19 時）	6,000 円
土日夜間（19 時～9 時） 祝日日中（9 時～19 時）	6,500 円
祝日夜間（19 時～9 時）	7,000 円

※ 9 月 15 日にご提示した手順書では“税込み”と表示しておりましたが、正しくは“税抜き”でした。実際の支払い額は上記に消費税を加算してお支払い致します。

【注意】

- 区役所は自宅療養者の数を把握しています。正しい処方確認と請求を心掛けるようお願い申し上げます。
- 不明点がある場合は、練馬区薬剤師会事務局（月曜～金曜）までお問い合わせください。

【Q&A】

問 1) 「対象患者：PCR 検査実施後、陽性が判明した患者（処方箋に「COV 自宅」記載あり）」とあるが、PCR 検査以外で陽性判断される事案が出ている。この場合、対象からは外れるのか？

答 1) 現状を鑑み、PCR 検査以外でも医師が陽性判断を行った場合、対象とすると区役所確認した。よって、対象患者要件を以下と変更する。

「対象患者：医師により陽性と診断され、処方箋に「公費 28」が使われ、「COV 自宅」記載がある患者」

問 2) コロナ陽性患者に、既存の慢性疾患処方が出た場合、対象なのか？

答 2) あくまでもコロナによって発生した疾患に対する処方であること。（公費 28 やCOV自宅記載はある前提）コロナ前からある疾患に対する処方は対象外。医師の判断にもよるため、判断できない場合は医師に確認する。

問 3) コロナ陽性患者に一回目の対応を行ったのち、追加薬があった。この追加薬処方については別途請求可能か。

答 3) 可能。ただし、コロナによって発生した疾患に対する処方であること。2 日前後の患者健康観察は初回同様に行うこと。